

会 議 記 録 (1)

会 議 名 称	北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画 策定委員会 第4回委員会
開 会 及 び 閉 会 日 時	平成24年1月18日(水)午後2時00分(開会)～午後4時00分(閉会)
開 催 場 所	北本市文化センター3F第3会議室
議 長 氏 名	山崎豊会長
出 席 委 員 (者) 氏 名	山崎豊会長、新井保好副会長、田島和生委員、加藤昭夫委員、 坂本輝之委員、小間坂藤枝委員、平尾良雄委員、浪井弘子委員、 長島幸枝委員、吉田紀久子委員
欠 席 委 員 (者) 氏 名	谷澤暢委員、鈴木洋行委員
説 明 者 の 職 氏 名	保 健 福 祉 部 副 部 長 兼 福 祉 課 長 村田則弘 保健福祉部福祉課障がい者福祉担当主幹 関根孝明
事務局職員 職 氏 名	保 健 福 祉 部 副 部 長 兼 福 祉 課 長 村田則弘 保健福祉部福祉課障がい者福祉担当主幹 関根孝明 保健福祉部福祉課障がい者福祉担当主幹 谷川涼子 保健福祉部福祉課障がい者福祉担当主任 山本真哉
会 議 次 第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 今後のスケジュールについて (2) 北本市第三期障害福祉計画(案)について (3) 第二次障害者福祉計画(基本計画)について (4) その他 (5) 次回「第5回策定委員会」(平成24年3月13(火)午後2時～4時) 4 副会長あいさつ 5 閉 会
配 布 資 料	・ 事前配布資料1 北本市第三期障害福祉計画(案) ・ 事前配布資料2 第二次北本市障害者福祉計画中間年の見直し(案) ・ 追加資料3 策定スケジュール ・ 追加資料4 数値目標一覧 ・ 追加資料5 障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針 ・ 追加資料6 障害者の就職状況 ・ 追加資料7 児童デイサービス ・ 追加資料8 第二次北本市障害者福祉計画(案)～抜粋～

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	(1) 今後のスケジュールについて 【追加資料3】に基づき説明
事 務 局	(2) 北本市第三期障害福祉計画(案)について 【事前配布資料1】【追加資料4・6・7】に基づき説明
山 崎 会 長	数値目標については前回の会議で意見交換をし、これでよいだろうということになっている。文言などを中心にお気づきの点があれば出してほしい。 前回と今回の計画案を比べてみると、19ページに「入所施設の入所者の地域生活への移行」があり、前は「新たに入所する人」なども載せていたが、表示の仕方が変わったようだ。内容は変わっていないが。 20ページの「入院中の精神障害者の地域生活への移行」は、前は国が目標値を出すのが難しいということで、削除することになっていたが、今回の案ではこれが復活して入ってきている。これについては事務局で説明をお願いする。
事 務 局	県から「受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者」についての目標値を県として設定するというので、県内で660人という数値を出してきた。それを各市町村の人口割をしたものを目標とした。
山 崎 会 長	追加資料4を見ると、変わったところがある。追加になった部分があるということ。「就労支援事業の利用者数」も同様で、前はなかったが今回は示されている。
事 務 局	就労支援系のサービスについては、個別にも見込量を載せているが、基本目標としても設定をさせていただいた。
坂 本 委 員	入所施設や病院からの退所、退院の数値目標についてだが、地域の生活はどのような内容になるのか。精神障害者が退院した場合、地域のどこが受け入れるのか。具体的な施設や居住地を教えてください。
山 崎 会 長	入所施設や病院から退所、退院する精神障害者の地域の受け皿としては、どのようなものがあるかという質問かと思う。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	19ページの「入所施設の入所者の地域生活への移行」に書かれている。自立訓練事業などを使いながら、グループホームやケアホーム、一般住宅に移行する例もあるが、ここに記載しているような内容になる。しかし、住居だけの問題ではなく、移行していく上での相談も含めた、日常生活の支援が必要だと考えている。また、いったん地域に居住しても、日常生活上の不便もあるので、そういった部分の相談で、地域移行支援、地域定着支援といった相談支援を活用していくことになる。
山 崎 会 長	具体的には追加資料4の2枚目にあるが、訪問系のサービス、日中活動系のサービス、居住系サービス、さらに新しく追加になった相談支援。施設から退所、病院から退院する場合には、すぐに利用できる人は共同生活援助などが生活の場所になる。いきなり生活の場所に行くのが難しい、生活面での訓練が必要だという場合は、自立訓練事業などの場を使って、ワンクッションおいて出て行くことも考えられる。その際に、地域に移行するために、いろいろな相談に乗ったり、支援をしていくようなものと、地域に出てしまったあとにその人が安心して暮らせるようにいろいろと支援をしていく部分が、相談支援事業として位置づけられている。実際には、訪問系サービスなどもけっこう使うことになると思う。地域に移行する人が増えれば増えるほど、訪問系のサービスの利用も増えていくと思う。
坂 本 委 員	重度の人の場合は、家族のもとに帰る場合、家族の負担が大きく、施設にいてほしいという意見もあるのではないかと。施設から出てくるにあたっては、就労支援はどのようになっているのか。就労する場があるのかどうかも考えていかなければならない。重度の精神障害者であれば、社会参加がたいへん厳しいのではないかとと思うので、施設も残しておいたほうがよい。国の方針としては、「地域移行」となっているが、北本市としては、市内に施設を設けることとか、家族の負担軽減はどうなるのかとか、雇用してくれる企業はあるのかなどが問題になるのではないかとと思う。
事 務 局	国の方針では、現在の入所者の1割を地域に移行していくということであるが、現実的に重度の人の場合では、地域への移行が難しい場合もある。重度の人では、入所の希望が多いという現実もあるので、機械的に1割削減する方針は埼玉県ではとらない。就労の話だが、就労継続支援B型というものがある。いきなり民間の企業への就職は難しいけれども、訓練あるいは福祉的な就労も含めて行う事業となる。あすなろ学園が、4月から生活介護と就労継続支援B型に移行する。近隣には精神障害者を中心としたB型の施設もあるので、そういった施設の活用もしていければと考えている。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容
山 崎 会 長	数字が出ているから、何が何でも無理に退院・退所させるということではなく、その人の実情を見て、また受け入れ先のことも確認して、無理のないところで退院・退所を進めていくということ。働くことについては、一般企業に就職できればいちばんよいが、それが難しい場合には、日中活動系のサービスを利用してもらう方法もある。重度の人のことを考えると、入所施設の必要性があるのではないかというご指摘だが、私もそう思っている。国には、施設ではなくできるだけ地域で暮らしてもらいたいという方針はあるが、実際にはそれが難しい人がある現実もあるので、まだまだ入所施設の役割はあるだろうと思っている。 細かい部分では文言が変わったところもあるが、内容が変わった部分については既に事務局に説明をいただいた。話が出た相談支援のところも、37ページに基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援に整理されている。 (3) 第二次障害者福祉計画（基本計画）について
事 務 局	【事前配布資料2】 【追加資料8】に基づき説明
坂 本 委 員	新庁舎建設については、バリアフリー化を踏まえて、ユニバーサルデザインをもとに建設、ということだが、具体的にはどのような配慮がされているのか。聴覚障害者への配慮はあるのか知りたい。放送は聞こえないので、視覚的な情報が必要になってくる。電光掲示板の設置などはあるのか。受付での呼ばれ方はどのようにするのか。
山 崎 会 長	66ページの「新庁舎のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」という部分で、聴覚障害者への設備、工夫がされているのかどうか。
事 務 局	県の条例もあり、公共施設の義務としてバリアフリー化に努めることは間違いないが、詳細な、具体的な内容までは確認がとれていない。実施設計はまだこれから。必要があれば担当課にはご意見を伝える。
山 崎 会 長	ここでは細かい議論はできないが、これから設計が始まるということなので、聴覚障害に限らず、それぞれの障害に特性に配慮するような働きかけはしてもらえということなので、よろしく願いしたい。 67ページの⑦（授産製品の販売スペースの設置）はよかったと思う。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容
田 島 委 員	この計画通りに遂行されるとよい。行政の準備は整っているのだと思う。庁舎の関係では、ほとんど要望がかなうのではないかと思う。
長 島 委 員	期待している。
山 崎 会 長	ここで話されたことがずいぶん反映されている。話してきてよかったという感じがしている。
吉 田 委 員	細かいことがずいぶん盛り込まれていて、ありがたい。授産製品の販売スペースについて、ここで掲げてくれるとは思っていなかった。本当にありがたい。また、災害のときのいろいろなことが詳しく載っていたので感心した。期待している。
加 藤 委 員	計画通りにいけばよい。新庁舎の関係に係わったことがあるが、そのときに、ロビーにモニター等を置くなどの話を聞いているので、聴覚障害の人の要望も、ある程度満たせるのではないか。
小間坂委員	41ページの「夜間・休日・緊急時の医療体制の充実」について聞きたい。昨年12月30日に、家族会のある息子さんが、体調を崩して救急車を呼んだ。そのときに、精神疾患があるということで、なかなか受け付けてもらえず、搬送先が1時間くらい決まらなかった。総合病院でも精神科がないと、内科的な病気でも受け付けてくれない。緊急時の医療体制が心配である。医療現場ではどうなっているか。
平 尾 委 員	言われた通りの現実があることは理解している。私のところには精神障害の患者さんもいるので、その人が違うことで救急車を呼んだときに「救急車がうちに来てよいか」ということも現実にあった。東京都では、都立病院は「いくつ以上の病院に断られた場合は必ず受け入れろ」という指示か命令が出ているが、埼玉県ではそういう指示があったとは聞いていない。そういう医療連携ができていないのが現実。
小間坂委員	障害があっても他の病気にもなる。生命保険に入れないので、医療の負担も大きい。精神疾患があるというだけで受け入れられないということは納得いかない。特に急を要する場合では。
山 崎 会 長	そういう現実がまだまだあるということ。
平 尾 委 員	医療機関側としては、自分の病院で診られる体制があるかを第一に考える。それで「うちの病院では精神障害には対応できない」ということを言い訳にしているのだと思う。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容
山 崎 会 長	精神障害に限らないが、障害の人たちはいろいろな薬を日常服用している人も多い。そうすると、急な場合などには、病院のほうが少し不安に思ってしまう。情報がきちんと伝わらないと、受け入れを躊躇されてしまうことがある。ひとつ工夫しているのは、その人の医療の経歴や、どういう薬を飲んでいるかがすぐにわかるように、日ごろから準備をして、そういうものも添えていく、というような工夫は必要かと思う。確かに緊急の場合はたいへんである。
平 尾 委 員	入所・入院している人を地域に戻す計画を、国としては進めるのだろうが、現実にはそうもいかないだろうという話がここでも出ている。むしろ、入所・入院したい人が多いくらい。地域に生活できる場所とサービスが整っていなければ、なかなか地域に戻すことができない。これこそ、政治や行政がしっかりやらないといけないこと。ここには具体的にグループホーム、ケアホームと書いてあるが、市内に精神障害者のグループホームはない。ケアホームは、たんぼぼ以外にはない。グループホームやケアホームができてくれば、地域に出てくることができるようになる。行政として進めてほしい。精神科の病院から退院してきた人が、介護保険のグループホームに入っているケースは北本市でもある。これは（障害者の）相談支援を受けたわけではないのか。
事 務 局	ない。
山 崎 会 長	地域の受け皿、ひとつは生活する場所の問題、また、地域で暮らしていく上での支援の仕組み。そういった地域の受け皿の体制を作らないといけない。そのためには、どうやって場づくり、仕組みづくりをしていくかということが課題、という話をいただいた。68ページの住環境の整備というところに、そういう課題を掲げている。「公営住宅の活用や既存住宅のバリアフリー化なども含め、様々な方策を考えていくことが大切です」というような書き込みがあり、計画の中にこういう文言がきちんと入ることで、市としての障害福祉政策の課題として認知される。また、福祉課でこういう施策を進めていこうとすると、こういう計画の中に位置づけられていると、市も話がしやすくなる。
浪 井 委 員	51ページに「補装具費の支給」があるが、先日、車いすの手続きをしてもらった。市に感謝している。59ページの雇用対策では、現在、息子は10時～5時の仕事をしているが、正規職員ではなく、3か月の間に何かあるとクビになる。安定した職に就けるように、雇用対策をきちんととってもらえるとありがたい。69ページの「公共住宅の整備・改善」は、できるだけ早く進めてほしい。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容
山 崎 会 長	委員の皆さんにひと通り、意見や感想をいただいた。基本計画と福祉計画をトータルでパブリックコメントにかけることになる。何か気になる点があれば出してほしい。 第二次基本計画のほうは、19年度のときの版と比べると、19年度のときは「このようにやっていきたい」と書かれていたが、5年経ったので、「現在はこうにしています」といった書き込みがあるので、5年間でこれだけ進んだというのが見えてきた。また、「現状こうだ」というだけでなく、積極的に書き込まれているところもある。かなり踏み込んで書かれているので、ずいぶん進んできたと思っている。
新井副会長	第二次の計画は中間年の見直しになるが、国等の制度の改正もあるのかもしれないが、中身をこれだけ変えられたのは、いままで北本市がいろいろ推進してきたものが入っているのではないかと思う。第三期の計画については、どちらかというと実施計画になると思うので、財源等のこともあるが、市民に約束をする計画なので、できる限り実施できるように努力してほしい。
山 崎 会 長	この2つの計画について、ただいま示された案でパブリックコメントにかけてよいか。(了承) (4) その他
事 務 局	【追加資料5】に基づき説明
加 藤 委 員	以前から、「害」の字については気にしていた。悪者みたいな感じがして。 (5) 次回「第5回策定委員会」 平成24年3月13日(火)午後2時～4時 北本市文化センター第1・2会議室